

平成21年9月分から毎月ガス料金が変わります  
(新しい原料費調整制度の導入のお知らせ)

平成21年7月21日

筑紫ガス株式会社

弊社は、このたび新しい原料費調整制度を導入することとし、九州経済産業局長に供給約款および選択約款の変更の届出を行いました。

これは、昨今の経済情勢の急激な変化に対応すべく、経済産業大臣の諮問機関である総合資源エネルギー調査会の都市熱エネルギー部会において、原料費調整制度が見直され、関連する経済産業省令が改正されたことを受けて実施するものです。

弊社は、原料価格の変動をより迅速にガス料金に反映させるため、原料費調整制度を以下のように変更いたします。

(原料費調整制度の主な変更点)

(1)原料費の変動を速やかにガス料金に反映させます。

○毎月、調整額を算定し、調整単位料金を変更します。

○ガス料金に反映するまでの期間は、現行の3ヶ月から2ヶ月に短縮します。

(2)非調整バンドの廃止(原料費調整を行わない範囲の廃止)

○現行は、平均原料価格の変動が、基準平均原料価格±5%の範囲内の場合は調整を行っていませんでしたが、新制度より平均原料価格の変動すべてを調整いたします。

新たな原料費調整制度は、平成21年9月検針分のガス料金から適用いたします。

9月検針分のガス料金は、貿易統計値の速報が決定する7月末頃に判明しますので、改めてお知らせいたします。